

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成28年11月30日)

監査対象局 市民政策局

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成28年11月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成28年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

市民政策局				
	所管課等	指摘	意見	合計
1	政策課	2	8	10
2	政策課 (男女共同参画推進室)	1		1
3	政策課 (水環境対策室)			
4	政策課 (ユニバーサルデザイン推進室)			
5	コミュニティ推進課	1	3	4
6	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	2		2
7	地域振興課(支所を含む。)	1		1
8	くらし安全安心課		6	6
9	市民やすらぎ課	1		1
10	市民課			
11	市民課 (市民サービスセンター)			
12	人権啓発課			
13	まちづくり企画課			
14	交通政策課		2	2
	合計	8	19	27

【指摘】
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

【意見】
 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

2 監査実施期間

平成28年8月26日から平成28年11月4日まで

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成27年度及び平成28年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、重点取組事項の「市民目線に立つ行政監査」として、市民政策局においては「高松市の空き家対策について」、「高松市の移住政策について」、「高松市における地域おこし協力隊について」、「高松市における地域のまちづくりについて」及び「高松市における公共交通政策について」をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、上記の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

7 事情聴取（平成28年11月4日実施）の状況



監査委員による市民政策局への事情聴取

平成28年度定期監査及び行政監査結果一覧（市民政策局）

H28.11.30

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等
No.1	意見 【重点】	緊急安全措置の実施基準の作成について	P6	くらし安全安心課
No.2	意見 【重点】	特定空き家等に関する現状把握について	P7	
No.3	意見 【重点】	適正管理に対する意識の醸成に関する取組の実施について	P8	
No.4	意見 【重点】	特定空き家化を防ぐための民間との連携について	P9	
No.5	意見 【重点】	D I Y型賃貸借の周知啓発について	P10	
No.6	意見 【重点】	既存のコンテンツを利用した空き家活用に関する啓発・周知について	P11	
No.7	意見 【重点】	高松市移住ナビについて	P13	政策課
No.8	意見 【重点】	移住促進プロモーション映像について	P14	
No.9	意見 【重点】	「子育てするなら高松市」サイトとの連携について	P15	
No.10	意見 【重点】	地域おこし協力隊員へのフォローアップについて	P17	
No.11	意見 【重点】	地域おこし協力隊員に支給する活動経費の予算管理について	P18	
No.12	意見 【重点】	地域おこし協力隊員の任期について	P19	
No.13	意見 【重点】	地域おこし協力隊の支援事務の所管について	P20	
No.14	意見 【重点】	地域おこし協力隊員のPRについて	P21	コミュニティ推進課
No.15	意見 【重点】	支所・出張所における地域コミュニティ協議会との情報共有について	P23	
No.16	意見 【重点】	地域コミュニティ協議会の自立に向けた支援について	P24	
No.17	意見 【重点】	地域コミュニティ協議会の労務管理の改善について	P25	
No.18	指摘 【重点】	市費で設置した太陽光発電設備から生じる収益の取扱について	P26	交通政策課
No.19	意見 【重点】	特定の事業者に対する補助金交付についての説明責任について	P28	
No.20	意見 【重点】	地域住民のニーズの把握について	P29	
No.21	指摘	予算流用向及び執行向の事務処理について	P30	政策課
No.22	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（期間の変更）	P31	
No.23	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（監督結果の報告等の確認）	P32	政策課 （男女共同参画推進室）
No.24	指摘	業務委託契約の受託者について	P33	コミュニティ推進課 （市民協働推進室）
No.25	指摘	業務委託契約内容のチェック体制について	P34	
No.26	指摘	新居・福家会館の使用料減免の取扱について	P35	地域振興課 国分寺支所
No.27	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（行政財産の目的外使用許可）	P36	市民やすらぎ課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
 ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
 ※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの、本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点に留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成28年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku28.pdf>

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

高松市の空き家対策について

1 テーマについて

超高齢社会や人口減少により、全国的に空き家の発生が大きな社会問題となっており、平成25年住宅・土地統計調査における都道府県別空き家率は、香川県が全国ワースト5位という状況である。

そのような中、国においては、平成27年2月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行（※関連の規定は平成27年5月26日）し、国を挙げて空き家対策に乗り出しており、本市における主な空家等対策は次のとおりである。

- (1) 平成26年7月～11月 「高松市空き家等実態調査」を実施
- (2) 平成27年4月 空き家等の総合窓口などとして市民政策局に「暮らし安全安心課」を設置
- (3) 平成27年5月 「高松市における総合的な空き家対策の取組方針」を策定
- (4) 平成27年10月 「高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を施行
- (5) 平成28年2月 「高松市空家等対策計画」を策定

本市の一連の空き家対策が整備されたことから、高松市監査委員は、それら対策が有効に機能しているか、市民目線の立場に立ち、監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局 暮らし安全安心課である。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 「特定空き家等（※）」の現地調査
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 本市で講じられている空き家等対策に関する関係書類
- (4) 国や関係団体が発出している関連情報
- (5) 他都市の取組状況

3 本市における空家等対策の実施状況（「特定空き家等（※）」に関するもの）

平成28年10月17日現在

助言・指導…3件、勧告…1件、命令…0件、代執行…0件

※ 特定空き家等

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。」

（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項）

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	くらし安全安心課	区分	意見【重点】
意見の項目	緊急安全措置の実施基準の作成について		
意見を付す理由	<p>下記の本市条例の規定により、緊急安全措置を講ずることとされているが、具体的な実施基準は作成されていない状況である。</p> <p>差し迫った危険に迅速に対処するためには、実施基準の作成等、事前の準備が必要である。</p>		
意見	<p>条例に規定された緊急安全措置が、迅速に、かつ、有効に機能するよう、実施手順を整理し、明文化されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第10条第1項		
内容	<p>（緊急安全措置）</p> <p>第10条 法第14条に規定するもののほか、市長は、特定空家等の倒壊、崩落等により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、必要な最小限度の措置を講ずることができる。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	くらし安全安心課	区分	意見【重点】
意見の項目	特定空き家等に関する現状把握について		
意見を付す理由	本市では、平成26年度に空き家等実態調査をしたところであるが、本調査は概ね4年毎の実施のため、日々刻々と状況が変化する可能性のある特定空き家等に関しては、随時の情報把握が困難である。		
意見	特に危険度が高いとされる特定空き家等に関し、4年毎の調査を待たずに、状況の把握が遅延することのない方策を検討されたい。		

※ 特定空き家等・・・5ページ参照

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

平成28年11月30日

所管課等

くらし安全安心課

区分

意見【重点】

意見の項目

適正管理に対する意識の醸成に関する取組の実施について

意見を付す理由

下記計画において行うとされている「地域コミュニティ協議会と連携した空き家に関する講座の開催や相談会の実施」については、監査実施時において、開催実績がない状態であった。
（一方、広報たかまつやチラシ等における啓発活動については、市民から反応が寄せられ、有効に機能していた。）

意見

相談会に対応できる人材の確保等の体制整備に努め、高松市空き家等対策計画に登載したものの、まだ開催実績のない事項を着実に実行されたい。

根拠法令・通知等

高松市空き家等対策計画 第4章 3 取組2 適正管理の促進

内容

■ 適正管理に対する意識の醸成

空き家等の適正な管理を促進するためには、所有者等に管理者としての意識と、適正管理に対する意識の醸成を図ることが重要です。

このようなことから、様々な媒体や機会を利用して、空き家等の適正管理に関する周知・啓発を行います。

取組

- 広報たかまつ、ホームページ、チラシなど各種媒体を利用した周知・啓発
- 地域コミュニティと連携した空き家に関する講座の開催や相談会の実施

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	くらし安全安心課	区分	意見【重点】
意見の項目	特定空き家化を防ぐための民間との連携について		
意見を付す理由	<p>人口減少社会の到来により、居住中住宅の空き家化は不可避であり、その状況に対して、行政のみで対応することは困難である。</p> <p>空き家となった住宅が特定空家となってしまうことを防ぐためには、資産価値を維持させるための適正な管理が必要であり、昨今、各種空き家管理サービスや認定資格制度の創設等、民間における空き家対策事業も活発となっている。</p> <p>本市においては、本年4月に、香川県ビルメンテナンス協会と「空き家等の適切な管理の推進に関する協定書」を締結しているが、具体的な成果が出るまでには至っていない。</p>		
意見	<p>特定企業への利益誘導に繋がらないよう留意の上、民間が展開している空き家の適正管理に関する各種サービスの概要を、市民に対し周知する策を検討されたい。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	くらし安全安心課	区分	意見【重点】
意見の項目	D I Y型賃貸借の周知啓発について		
意見を付す理由	<p>国土交通省は、空き家の活用推進方法として、</p> <p>(1) 貸主は原則として、入居前や入居中の修繕義務を負わない (主要な構造部分は貸主が修繕)</p> <p>(2) 借主が自己負担で修繕や模様替えを行う</p> <p>(3) その箇所については退去時に原状回復義務を負わない</p> <p>という、いわゆる「D I Y型賃貸借」の普及促進に努めており、同省ホームページでは、D I Y型賃貸借の実例・ポイント等について紹介するガイドブック「D I Y型賃貸借のすすめ」及び契約当事者間のトラブルを防止するための「D I Y型賃貸借に関する契約書式例」が公表されている。</p> <p>公金の投入を要しない、民間市場での空き家活用推進方策の一つとして、D I Y型賃貸借の普及促進は有効であると考えます。</p>		
意見	<p>空き家の市場流通の促進に繋がるD I Y型賃貸借を、本市のみならず、関係団体等とも連携の上、市民に周知啓発されたい。</p>		
参考	<p>国土交通省ホームページ 「D I Y型賃貸借に関する契約書式例とガイドブックを公表します」</p>	<p>http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000104.html</p>	

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	くらし安全安心課	区分	意見【重点】
意見の項目	既存のコンテンツを利用した空き家活用に関する啓発・周知について		
意見を付す理由	空き家活用に関しては、既に、国、団体等が各種コンテンツを情報発信しており、本市ホームページや、地域コミュニティ協議会と連携した空き家に関する講座等において、これら既存のコンテンツを利用して、空き家活用に関する啓発・周知をすることは、新たな公金の投入を要せず、有効であると考えます。		

意見	既存のコンテンツを活用し、空き家活用に関する啓発・周知策を効率的に講じられたい。
----	--

参考①	個人住宅の賃貸活用ガイドブック (国土交通省住宅局住宅総合整備課)
参考②	住宅のリフォームに利用可能な税制特例 (国土交通省ホームページ)
参考③	住宅リフォーム見積チェックシステム (公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
参考④	リフォーム支援ネット「リフォネット」 (公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
参考⑤	リフォームの減税制度 (一般財団法人 住宅リフォーム推進協議会)

高松市の移住政策について

1 テーマについて

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、我が国において、2008年（平成20年）に始まった人口減少は、今後、加速的に進み、人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となることが指摘されている。

そのような中、政府は、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、平成26年9月に、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、また、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定して、国が直面する大きな課題に対して取り組んでいる。

本市においては、国や県の策定した創生総合戦略の考え方を踏まえ、市の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す、「たかまつ創生総合戦略」を、平成27年10月に策定した。

本市の創生総合戦略の中では、基本目標2において、施策の基本的方向として「移住・交流の促進」を掲げ、各種移住促進施策を展開しているところである。

高松市監査委員は、本市創生総合戦略の策定から1年が経過した現在、戦略内に掲げる施策が有効に機能しているか、市民目線の立場に立ち、監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局 政策課である。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 本市の移住促進施策の中核的ツールである「高松市移住ナビ」の全機能を実際に操作
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 本市で講じられている移住促進施策に関する関係書類
- (4) 国や関係団体が発信している関連情報
- (5) 他都市の取組状況

3 本市における移住促進施策（主なもの）

制度名	内容
高松市移住ナビ	エリア紹介（まち、島、海辺、山）・・・本市のエリア別紹介
	移住イエローページ・・・移住に際し役立つ連絡先一覧
	高松市の概要・・・本市のプロフィール冊子
	移住ガイド・・・移住希望者向けのチラシ
	転入手続の窓口情報・・・転入者向けの市役所窓口案内
	空き家バンク・・・高松市の売買物件・賃貸物件情報

制度名	補助対象経費	補助額（諸条件有）
高松市移住促進家賃等補助事業	住宅の家賃に要する経費（共益費、管理費、駐車場料金を除く）	住宅の家賃に要する経費…補助対象経費の1/2の額と、2万円を比較して低い額（月額） ※ 補助期間は、最大1年間
	住宅の建物賃貸借にかかる初期費用に要する経費（礼金及び仲介手数料等）	住宅の建物賃貸借にかかる初期費用に要する経費（礼金及び仲介手数料等）…補助対象経費の1/2の額と、6万円を比較して低い額

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	高松市移住ナビについて		
意見を付す理由	<p>高松市移住ナビは、本市移住促進施策の中核的役割を果たすツールであるが、掲載内容の陳腐化や、機能していないページが放置されているなど、不適切な点が見受けられる。</p> <p>また、昨今、都市間競争の様相を呈している、各自治体の移住促進施策と比較すると、本市移住ナビは、改善の余地があると見受けられる。</p>		
意見	<p>高松市移住ナビを、閲覧者の立場に立って、その機能や利便性を改めて精査し、必要部分の改修をされたい。</p> <p>なお、改修に当たっては、以下の点を参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電子媒体を活用し、随時更新可能なページ構成とすること。 (2) 本市の魅力の数値でアピールすること。 (3) 本市が講じている移住関連策を網羅的に掲載すること。 (4) 本市への移住者の実体験に基づく本市の魅力に掲載すること。 		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	移住促進プロモーション映像について		
意見を付す理由	<p>平成26年度に移住促進プロモーション映像として、「住んでみたい高松市の魅力 TOP10」を制作しているが、本来その効果を発揮すべき、高松市移住ナビからは、直接閲覧できるようにはなっておらず、本市ホームページの「高松ムービー（動画）チャンネル」で閲覧する必要がある。</p> <p>（参考）上記プロモーション映像は、総務省の「全国移住ナビ」や、You Tubeの検索でも閲覧可能</p>		
意見	<p>移住促進プロモーション映像が高松市移住ナビからスムーズに閲覧できるよう、対策を講じられたい。</p> <p>また、本市が作成している他の各種PR動画も、効果的に活用されたい。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	「子育てするなら高松市」サイトとの連携について		
意見を付す理由	本市健康福祉局は、市外向け情報発信サイトとして「子育てするなら高松市」を平成28年4月1日から公開しており、同サイトは、移住希望者の興味を引くよう、工夫を凝らしたものとなっているが、高松市移住ナビには、同サイトの記事及びリンクが掲載されていない。		
意見	健康福祉局と連携し、「子育てするなら高松市」サイトと併せた効果的な情報発信を図られたい。 また、他局においても、移住に関連する情報発信をしているかどうか調査の上、該当があれば、連携して、全庁体制で情報発信をされたい。		

高松市における地域おこし協力隊について

1 テーマについて

「たかまつ人口ビジョン」によると、本市の平成52年における生産年齢人口は、182,526人と、平成22年と比べ30%以上減少すると推計されており、人口減少対策として、移住・定住促進は有効な手段の一つであると考えられる。そうした中で、地域おこし協力隊制度の成否は、本市の魅力在全国に発信し、移住・定住の促進につながるか否かの重要なポイントであると考えられる。

高松市監査委員は、移住・定住のモデルケースとして期待される地域おこし協力隊について、「高松市における地域おこし協力隊について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局 政策課である。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 現地調査
 - ア 地域おこし協力隊員からのヒアリング
任期継続辞退に至る経緯を中心に、聞き取り調査を行った。
 - イ 地域コミュニティ協議会からのヒアリング
同協議会活動との連携状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 他都市での地域おこし協力隊員に対する支援状況
- (4) 一般社団法人移住・交流推進機構が公表している地域おこし協力隊制度の好例
- (5) 元地域おこし協力隊員に関するニュース

3 本市における地域おこし協力隊の特色

高松市は、平成27年8月から、地域おこし協力隊制度を導入している。

現在、塩江町1人、女木町1人の隊員が、地域住民とともに、地域おこしの支援活動に精力的に取り組み、着実に成果を上げているところである。

- (1) 塩江町における地域おこし協力隊の活動状況 (淵崎義之 隊員)
 - ア スプリングフェスタ2016inしおのえの開催
 - イ 塩江小学校と連携したソバアート
 - ウ 休耕田を活用したヒマワリ栽培
- (2) 女木町における地域おこし協力隊の活動状況 (武井美恵子 隊員)
休耕田を活用した綿花栽培

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域おこし協力隊員へのフォローアップについて		
意見を付す理由	市外から誘致した人材の定住及び定着を図る中で、地域おこし協力隊員4人のうち2人が任期の継続を辞退する事態となっており、隊員への支援が十分とは言えない状況である。		
意見	地域住民に地域おこし協力隊員への協力を働き掛け、地域との意思統一を図るほか、地域コミュニティ協議会とともに業務面及び生活面でのフォローアップを行うなど、地域と連携した隊員への支援強化に取り組みたい。		
根拠法令・通知等	地域おこし協力隊推進要綱第4第2項（総務省作成）		
内容	地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れること。また、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域おこし協力隊員に支給する活動経費の予算管理について		
意見を付す理由	地域おこし協力隊の活動経費は、隊員のニーズに即して柔軟に対応すべき性質の経費であるが、経費の支給に関する基準を規定したものがいないために、予算執行に係る認識のずれが生じ、隊員が自費で活動経費を支出している事例が一部で見受けられる。		
意見	地域おこし協力隊員の活動経費の支給に関する基準を策定するとともに、隊員や地域のニーズに即した予算管理のあり方を検討されたい。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域おこし協力隊員の任期について		
意見を付す理由	本市における地域おこし協力隊員の雇用期間は、活動に取り組む姿勢等により、最長2年度間は更新することができるとなっているが、年度途中で採用された場合、3年に満たず任期が終了することとなり、雇用期間が限られている隊員にとって不利な条件となっている。		
意見	地域おこし協力隊員の雇用期間の更新を、現行の最長2年度間から最長2年間に変更するなど、隊員がより安定して活動に従事できる制度への見直しを検討されたい。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域おこし協力隊の支援事務の所管について		
意見を付す理由	地域おこし協力隊員の活動支援に関しては、地域との密接な繋がりや、職員の地域に出向く機動性という点で、局内他課（例：コミュニティ推進課、地域振興課、各支所等）が体制的に向いていると思われる。		

意見	地域おこし協力隊員の活動支援事務の所管を、現行の企画系部門から事業系部門に移管するなど、隊員への支援がより円滑に実施できる体制のあり方を検討されたい。
----	---

参 考	地域おこし協力隊の所管課状況		
		企画系部門	事業系部門
	中核市	3自治体 (27.3%)	8自治体 (72.7%)
	県内市町	5自治体 (83.3%)	1自治体 (16.7%)
平成27年4月1日現在			

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域おこし協力隊員のPRについて		
意見を付す理由	<p>本市のホームページにおける地域おこし協力隊員の情報の閲覧には、数段階も辿っていく必要があるほか、隊員のプロフィールも掲載されておらず、情報発信が不十分である。</p> <p>加えて、本市職員に対する隊員の紹介は、塩江地区担当の隊員のニュースレターがインフォギャラリー（職員向け庁内電子掲示板）に2件掲載されているのみで、本市職員の隊員に関する認知度アップには至っていない。</p>		
意見	<p>本市ホームページやインフォギャラリーに、地域おこし協力隊制度紹介、隊員プロフィール情報等を掲載するなど、市民及び本市職員に対する、隊員の認知度アップに向けた一層の情報発信に取り組まれない。</p>		

高松市における地域のまちづくりについて

1 テーマについて

近年の都市化や核家族化の進展などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、福祉・環境・教育など、多様化する地域課題を地域の人たちが自らの問題として捉え、解決に向けて積極的に取り組む「地域みずからのまちづくり」が求められている。

高松市では、市民により地域コミュニティ協議会が組織され、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組んでいる。

高松市監査委員は、支所・出張所及び地域コミュニティ協議会について、「高松市における地域のまちづくりについて」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局 コミュニティ推進課及び地域振興課である。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 現地調査
 - ア 支所・出張所からのヒアリング
地域コミュニティ協議会との連携状況を中心に、聞き取り調査を行った。
 - イ 地域コミュニティ協議会からのヒアリング
同協議会の活動状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 他都市での公有財産の活用事例、地域まちづくり組織に対する支援状況

3 本市における地域のまちづくりの特色

高松市は、合併による市域の拡大など、市民と行政を取り巻く環境が大きく変化したことに対応するため、平成22年2月15日に、高松市自治基本条例を施行し、地域コミュニティ協議会との協働によるまちづくりを進めている。

現在、市内に44の地域コミュニティ協議会が組織され、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組んでいるところである。

- (1) 地域コミュニティ協議会に対する支援
 - ア 地域まちづくり交付金の交付
 - イ ゆめづくり推進事業補助金の交付
 - ウ 地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援補助金の交付
 - エ コミュニティ助成金の交付
- (2) 地域コミュニティ協議会の活動
 - ア 地域のまちづくり活動
 - イ コミュニティセンターの指定管理業務

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課	区分	意見【重点】
意見の項目	支所・出張所における地域コミュニティ協議会との情報共有について		
意見を付す理由	<p>地域コミュニティ協議会に対する本市各課からのチラシの設置依頼について、支所・出張所にその情報がなく、行政として知るべき地域の情報の共有がなされていない状況が一部で見受けられる。</p> <p>また、地域コミュニティ協議会は、地域の総合窓口として、地域住民からの簡易な市政情報の問い合わせにも対応しているところだが、当該協議会にその情報がなく、的確な対応ができない状況が一部で見受けられる。</p>		
意見	<p>コミュニティセンターにおける地域住民への対応状況の実態把握を行い、支所・出張所と地域コミュニティ協議会との間で必要な情報を共有する方策について、検討されたい。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域コミュニティ協議会の自立に向けた支援について		
意見を付す理由	一部の地域コミュニティ協議会では、コミュニティセンター内で産直市の開催スペースを設けるなどの独自の取組により、新たな収入の確保に努めているが、そうした意欲的な姿勢の重要性が認知されていない状況が見受けられる。		
意見	ゆめづくり推進事業を見直し、新たな財源の確保に積極的に取り組む地域コミュニティ協議会に補助金額を上乗せするインセンティブの付与を導入するなど、当該協議会の自立に向けた支援策を検討されたい。		



コミュニティセンター内での産直市の様子

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域コミュニティ協議会の労務管理の改善について		
意見を付す理由	地域コミュニティ協議会の労務管理について、事務局職員の時間外又は休日における地域のイベントへの協力等、当該協議会活動の性質上、本来業務との区別が不明確な業務への従事が一部で見受けられる。		
意見	労働基準監督署と連携した地域コミュニティ協議会向けの労務管理研修を定期的で開催するなど、労務管理の一層の適正化に努められたい。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.18

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課	区分	指摘【重点】
指摘の項目	市費で設置した太陽光発電設備から生じる収益の取扱について		
指摘する理由	市費で太陽光発電設備を設置した一部のコミュニティセンターにおいて、コミュニティセンターの管理に関する基本協定等に規定がないにも関わらず、売電収入が、指定管理者である地域コミュニティ協議会の収益となっている状況が見受けられる。		
指摘	市費で設置した太陽光発電設備から生じる収益について、市で収納する事務手続きに見直すか、コミュニティセンターの管理に関する基本協定等に当該収益の取扱を規定するなど、適正な会計事務手続きに見直されたい。		



市費で設置した太陽光発電設備

高松市における公共交通政策について

1 テーマについて

近年、モータリゼーションの進展を背景に、地方都市の多くにおいて、郊外に立地する大規模小売店舗等の増加により、都市機能が拡散し、自家用車への依存が高まるとともに、公共交通利用者は大きく減少するなど、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。公共交通の衰退は、交通弱者の急増や中心市街地における商業業務機能の低下など多くの弊害を招き、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念される。

高松市では、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指し、その取組の柱として、人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築に取り組んでいるところである。

高松市監査委員は、公共交通事業者に対する支援について、「高松市における公共交通政策について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局 交通政策課である。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 現地調査
 - ア 補助事業で整備されたバス待合施設利用状況（利用者へのヒアリング含む。）を重点的に調査した。
 - イ 民間主体で整備されたバス待合施設
 - ウ 郊外のバス停留所
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 他都市での公共交通の利用促進事例

3 本市における公共交通政策の特色

高松市は、平成25年9月27日に、高松市公共交通利用促進条例を施行し、市、市民、事業者及び公共交通事業者の協働により、公共交通の利用を促進し、安全かつ快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に取り組んでいるところである。

- (1) 地域公共交通の強化・推進
 - ア 電車・バス乗り継ぎ運賃割引拡大
 - イ 高齢者公共交通運賃半額制度（ゴールドIruCa）
- (2) 地域公共交通の確保・維持
 - ア コミュニティバス（塩江地区、香川地区、国分寺地区）
 - イ 乗合タクシー（山田地区、高松西部地区）

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.19

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	交通政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	特定の事業者に対する補助金交付についての説明責任について		
意見を付す理由	<p>本市では、公共交通の利用を総合的に促進し、もって快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に寄与することを目的として、各種施策を展開する中で、補助事業として、高齢者公共交通利用運賃支援事業や、電車バス乗継円滑化事業を実施している。</p> <p>それら補助事業は、本市の政策目的を果たすためのものであるが、一方で、特定の一部事業者へ補助金を交付しているという側面もある。</p>		
意見	<p>特定の事業者への補助金交付については、市民に対しその必要性を、市議会のみならず、各種機会を通じて、丁寧に説明されたい。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.20

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	交通政策課	区分	意見【重点】
意見の項目	地域住民のニーズの把握について		
意見を付す理由	<p>バス待ち環境整備事業で整備したベンチについて、雨や直射日光による高温のため、バス利用者が使用を控える様子が一部で見受けられる。</p> <p>また、中心市街地以外のバス停では、民間企業による整備も十分でなく、地域住民がベンチを設置していると思われる状況が散見されるなど、必ずしもニーズを十分に反映しているとは言い難い状況である。</p>		
意見	<p>バス待ち環境整備にあたっては、地域コミュニティ協議会等と連携し、地域の要望の一層の把握に努めるなど、地域住民のニーズを的確に反映できる事業のあり方を検討されたい。</p>		



降雨後における利用状況
(本市補助事業で設置したベンチ)



郊外のバス停留所の様子

このページからは、「財務に関するもの」及び「その他事務の執行に関するもの」

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.21

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	指摘
指摘の項目	予算流用伺及び執行伺の事務処理について		
指摘	屋島検定の実施方法の変更に伴い、補助及び交付金から委託料への予算流用を行っているが、予算流用要求書の起案日及び決裁日が平成28年1月15日であるにもかかわらず、委託料の執行伺が平成27年12月18日に起案されているので、適正に処理されたい。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.22

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（期間の変更）		

指摘	平成28年3月24日起案の「高松市屋島山上拠点施設基本設計業務委託の変更契約締結について（履行期間変更）」は、執行同が市長決裁であることから、局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定の手続きを経ていないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程第5条及び別表第1 文書、庶務その他の表第18項								
内容	<p>文書、庶務その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁事項</th> <th colspan="2">決裁者</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）</td> <td>右欄以外</td> <td>執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）</td> </tr> </tbody> </table>	決裁事項	決裁者		局長	課長	18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）	右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）
決裁事項	決裁者								
	局長	課長							
18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）	右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）							

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.23

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	政策課 (男女共同参画推進室)	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（監督結果の報告等の確認）		

指摘	平成28年3月31日付けの高松市男女共同参画センター管理業務に係る検収調書の確認について、執行伺が市長決裁であることから、局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定の手続きを経ていないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程第5条及び別表第1 文書、庶務その他の表第21項		
内容	文書、庶務その他		
	決裁事項		決裁者
			局長 課長
21 監督結果の報告及び検査（収）調書の確認	(1) 次号に掲げる場合以外の場合	右欄以外	執行伺の決裁者が局長以下のもの

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.24

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	区分	指摘
指摘の項目	業務委託契約の受託者について		
指摘する理由	<p>「個別避難支援計画の策定及び要援護者見守り検索機能マップの作成」業務委託契約書において、契約相手（受託者）が当該法人の副理事長となっていた。 担当局への事情聴取において、本市は当該法人の代表者は理事長であると認識していたものの、理事長は副理事長に当該事業の実施に関する一切を委任し、その旨の書面も交わしているため、副理事長と契約を交わしたとの釈明があった。 しかし、理事長から副理事長へ権限を委任した旨の表示がなく、無権代理の状態であることは否めない。</p>		
指摘	同一法人内において、権限の委任がある際には、その旨の表示を適正にして契約を締結されたい。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.25

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	区分	指摘
指摘の項目	業務委託契約内容のチェック体制について		
指摘する理由	受託者提出の収支決算書、実績報告書及び領収書などの関係書類を見分すると、受託者は、委託業務の全部の処理を第三者に分割して委託又は請負させていることが推認され、再委託を禁止した規定に違反すると見受けられる。		
指摘	委託業務の実施状況を常に監理するほか、受託者の提出書類の不備に対しその是正を求めるなど、適正なチェック体制及び文書管理について、その改善を図られたい。		
根拠法令・通知等	平成27年度高松市協働企画提案事業「個別避難支援計画の策定支援及び要援護者見守り検索機能マップの作成」業務委託契約書第10条		
内容	受託者は、委託業務の全部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.26

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	地域振興課 国分寺支所	区分	指摘
指摘の項目	新居・福家会館の使用料減免の取扱について		
指摘する理由	<p>新居会館及び福家会館については、平成25年4月1日から地域交流会館となり、生涯学習課から地域政策課（当時）に移管され、平成25年4月1日起案の「高松市地域交流会館の使用料の減免基準の適用について」により、「高松市地域交流会館の貸館基準及び使用料等の内規」を適用することとされているものの、その内規と実際の運用に齟齬が見受けられた。</p>		
指摘	<p>「高松市地域交流会館の貸館基準及び使用料等の内規」に即した施設運営をされたい。</p>		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.27

監査実施年度／対象局

平成28年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
所管課等	市民やすらぎ課	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（行政財産の目的外使用許可）		

指摘	平成28年4月1日起案の「平成28年度高松市斎場公園行政財産の使用許可及び使用料の収入について」は、局長専決とすべきところ、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい
----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程別表第1 管財及び用品の表第2項		
内容	管財及び用品		
	決裁事項		決裁者
			局長 課長
2 行政財産の目的外使用許可	(1) 次号に該当するもの以外のもの（重要なものを除く。）	右欄以外	電柱等に係るもの及び6月以内の定例的なもの
	(2) 延長又は更新（内容変更を伴うものを除く。）		○